

高福第5679号  
令和8年3月26日

地域密着型サービス事業所 管理者 様  
居宅介護支援事業所 管理者 様  
介護予防支援事業所 管理者 様  
新発田市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

### 令和8年度介護職員等処遇改善加算等に関する届出について（通知）

令和8年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和8年度分）」（令和8年3月13日付け老発0313第6号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

#### 記

#### 1 令和8年度処遇改善計画書の提出について

令和8年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書の提出と、必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

##### (1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

##### ① 処遇改善計画書等

- ・ 別紙様式2-1、2-2、2-3  
介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和8年度）
- ・ 別紙様式5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要

※ 新たに加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要となりますので、以下のとおり対応願います（加算区分を変更しない場合は提出不要）。

##### ② 体制等届出書

###### （地域密着型サービス事業所）

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3）

###### （居宅介護支援事業所）

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-1）

###### （介護予防支援事業所）

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-2）

**（介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所）**

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙50）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-4）

**（2）提出期限**

処遇改善計画書・体制等届出書（新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合）の提出期限については、以下のとおりです。内容をご確認の上、提出をお願いします。

対象	内容	提出先
○従前の加算対象事業所が所属する事業者  ○従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業者	令和8年4月及び5月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降の処遇改善加算を算定する場合	【 <b>処遇改善計画書</b> 】 令和8年4月15日（水）
		【 <b>体制等届出書</b> 】 ○4月分（居宅・施設共通） <u>令和8年4月15日（水）</u> ※提出期限の特例  ○5月分 ・居宅サービス 令和8年4月15日（水） ・施設サービス 令和8年5月1日（金）  ○6月分 ・居宅サービス 令和8年5月15日（金） ・施設サービス 令和8年6月1日（月）
加算新設事業所のみが所属する事業者	<u>令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、</u> <u>介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合</u>	【 <b>処遇改善計画書</b> 】 令和8年6月15日（月）  【 <b>体制等届出書</b> 】 <u>令和8年6月15日（月）</u> ※提出期限の特例

※ 体制等届出書の提出期限の特例は、処遇改善加算のみ対象であり、その他の加算は通常どおりの期限であることにご注意ください。

**（3）提出方法**

電子メール、郵送又は持参

#### (4) 提出先

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市高齢福祉課介護給付係

Eメール kourei@city.shibata.lg.jp

## 2 変更届出書の提出について

既に提出した計画書について以下の事項に変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」の提出が必要です。

変更事項	別紙様式4に添付する書類	提出期限
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	別紙様式4のとおり	・ 居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・ 施設サービス 変更月の初日まで
加算を算定する事業所に増減があった場合 ①事業所を追加する場合 ②一部の事業所を廃止する場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり	①の場合 ・ 居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・ 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ①加算区分を上げる場合 ②加算区分を下げる場合	①の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書 ②の場合 別紙様式4のとおり 体制等届出書	①の場合 ・ 居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・ 施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時

## 3 実績報告書の提出について

令和8年度実績報告書の提出期限は、令和9年7月末とする予定です。このことについては、後日通知します。

なお、令和8年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要です。高齢福祉課介護給付係へ連絡してください。

#### 4 様式

様式等については、市のホームページに掲載していますので、活用してください。

<https://www.city.shibata.lg.jp/kurashi/kenko/kaigohoken/jigyosha/1031045.html>

○市ホームページ掲載場所

トップページ

→ 暮らしの情報

→ 健康・福祉

→ 介護保険

→ 介護保険事業者の方へ

→ 【令和8年度】介護職員等処遇改善加算等について

**【問合せ先】**

新発田市高齢福祉課介護給付係

TEL : 0254-28-9211 FAX : 0254-21-1091

E-Mail : kourei@city.shibata.lg.jp